

令和4年第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 別館2階 講習室
3. 出席委員 8名
中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 田代和弘
境 良一 鎌賀和夫 太田桂子
4. 欠席委員 4名
松下清史 齋藤英次 加悦雅浩 宮本久美子
5. 議事録署名者指名 境良一 議長
議事録署名委員 木村委員 田代委員
6. 議 事
 - (1) 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案第21号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

上村局長 定刻となりましたので、只今から令和4年第6回の総会を開催いたします。総会に入ります前に、本日は、齋藤、松下、加悦、宮本委員4名がご欠席ですが、定数の過半数以上の出席を頂いていますので、本総会が成立することをご報告致します。すれでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。2会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 先日、31日から1日にかけて全国農業委員会会長会議が開催され、局長と上京してまいりました。全国から約1,500人の参加、三年ぶりの開催で渋谷公会堂も満杯となり、衆参両議院約100人が来賓として出席されました。大会も三年ぶりの開催ということで、課題等への対処が遅れなかなか進展しないとのことであり、全国からいくつかの要望が

なされました。翌日は、参議院会館で、熊本県選出、関係議員が出席され、農業委員会からの要望とディスカッションがなされました。参議院は開会中で参議院の先生方は途中退席されましたが、坂本、西野先生は最後まで残り頂き、補助金や後継者問題などについてご丁寧な回答を頂きました。なお、疑義がある問題が発生した場合は、市町村、県への相談だけではなく直接ご相談頂きたいとの回答でありました。とても異議あるディスカッションが出来たと思います。農地の集積、集約と国から求められています。各地域で異なった形で対処していくべきとの回答となりました。皆様方のお力添えをよろしくお祈いします。また、推進員の活動日数の件でも各市町村で活動内容が異なります。宇土市しましては、現在やっています活動、遊休地調査と転用現地確認を主として行きたいと思ひます。今後も皆様方のご協力をよろしくお祈いします。

上村局長 ありがとうございます。続きまして3議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお祈いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、木村委員さんと田代委員さんにお祈いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお祈いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお祈いします。議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について、確認委員の田代委員から説明をお祈いします。

田代委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお祈い

します。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は2ページです。
申請地は自宅の隣接地で、農業年数は50年、農機具を所有し、主たる作物は、米になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について確認委員の田代委員から説明をお願いします。

田代委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は3ページです。
申請地までの通作距離は、車で5分、農業年数は60年、農機具を所有し、主たる作物は、水稲になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

鎌賀委員 有償か無償か。

田代委員 中世において地蔵があったらしい。基盤整備がなされたが残地として国の権利が残った様だ。有償らしい。

境会長 他にご意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
- 境会長 異議なしということですので2番については承認致します。以上、議案第18号について2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第19号、「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の田代委員から説明をお願いします。
- 田代委員 本件については、約30年前に施工されたもので、権利者の旦那さんがなくなり今回転用がなされていないことが発覚したものであります。記載の内容については特段問題ないと思われます。
- 境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。
- 事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は、5ページです。
申請人は、走潟町に居住する個人であり、個人住宅を建築する場所を探していたところ、申請地は近くに自己所有の農地があり、利便性がよく、納屋まで建てるのに十分な広さがあると考え、今回の転用申請となりました。なお、住宅の建築は昭和61年に完了しており、転用の手続きが必要であるとは知らなかったとのことで、始末書添付の案件です。
申請地は住宅に囲まれており、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありますか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号1番については承認をいたします。以上、議案第19号について1件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第20号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は8ページです。
申請人は、福岡市中央区で不動産業等を営む法人です。今回、建売住宅を建設する場所を探していたところ、申請地は休耕地となっており、周辺は宅地化が進み、小学校や駅に近く、生活の上で利便性が高いと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われま
す。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。次に、申請番号2番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題ないものと思われま
す。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は9ページです。
申請人は、八代市に居住する個人です。申請地は、現所有者が相続により取得したが、相続後に耕作する者がおらず、将来的にも耕作する予定がなかったため、現所有者の息子である申請人が事業収入を図るため太陽光パネル設置を考え、今回の転用申請となりました。なお、太陽光パネルは平成26年から設置しており、始末書添付の案件です。申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの

要件にも該当しない農地であり，その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 2 番については承認をいたします。次に，申請番号 3 番について確認委員の谷山委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号 3 番については，確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はありません。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明いたします。地図は 10 ページです。
申請人は，宇城市にあるアパートに居住していますが，今後の生活設計を考え，住宅を新築する計画をたてたところ，申請地は実家裏に位置し，親が高齢になったときにも備えられると思い，今回の転用申請となりました。なお，転用申請以前から一部盛り土を行っていたため，始末書案件となります。申請地は，10ha 以上の農地の広がりがあり，第 1 種農地と見られますが，近隣の集落に接続して設置されるという不許可の例外規定に該当すると思われます。代替地も検討されていますが，ほかに購入できる土地がなかったことから，転用見込みはあると考えます。
以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 3 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 3 番については承認をいたします。以上議案第 20 号について 3 件承認を得ましたので，許可書の交付を行います。次に，議案第 21 号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説

明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。

これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。

50番から56番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。うち51,52番については新規の設定です。その他は現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。

57~62番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。

最後に、④、⑤番につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、熊本県農業公社から農地の購入予定者へ農地を売り渡すものです。

次に15ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が47,243㎡、樹園地の合計が13,143㎡、合計60,386㎡となっています。

次に16ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。

第6回総会時点での令和4年の累計は、利用権の設定が22万2,189.39㎡、所有権の移転は15,576㎡です。以上です。

境議長

事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員

異議なし。

境議長

異議なしですので、議案第21号について承認します。次に報告第7号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、報告いたします。18ページをお開きください。

解約件数は3件、総合計は3筆で7,058㎡です。

解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第7号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。
無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上もちまして第6回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 木村 良一 印

議事録署名人 田代 和弘 印